土地・建物を譲渡した方は
確定申告の前に「譲渡のお尋ね」を！

■「譲渡のお尋ね」とは？

土地・建物などの資産を売って得た所得は「譲渡所得」として、確定申告が必要になります。（金銭のやり取りがなく、交換した場合についても、同様に申告をしなければ、税法上の特例が受けられません。）

譲渡所得には多くの特別措置があるため、市では、土地・建物などを譲渡または交換した方を対象に、あらかじめ確定申告の前に、その準備として「譲渡所得の内訳書」の作成などに関する相談会を行います。

■確定申告時ではダメなの？

申告期間中は申告会場が混雑するため、この「譲渡のお尋ね」を受けていない方は、2月から行われる市の「確定申告相談・受付」で対応できません。

＊税務署に直接申告される方、税理士などに依頼される方のお越しは不要です。

＊内容により税務署にご案内する場合がございますのでご了承ください。

■日時

12月11日（木）～12日（金）
午前の部　9時～12時
午後の部　13時～16時

■場所

市役所1階防災会議室

■対象者

土地・建物などを譲渡あるいは、交換された方で市に住民登録のある方。

＊市から「譲渡に関する確定申告予定者」向けに通知をしますが、その通知の有無に関わらず土地などの譲渡があった方はお越しください。

■持ち物

売買契約書・売買に係る費用の領収書など

■問い合わせ

税務課市民税担当
（内線153～155）

家屋を取り壊した方は
年内に滅失の届け出を税務課に！

固定資産税は、毎年1月1日現在に存在する家屋に課税されます。従って、年の途中で家屋を取り壊した場合でも、その年は課税されますが、翌年からは課税されません。

しかし、家屋を取り壊しても届出がないと、把握できないため課税されることになります。

家屋を取り壊した場合には、年内に法務局へ滅失登記を行ってください。年内に滅失登記ができない方、未登記家屋を取り壊した方は、年内に必ず「家屋滅失届」を税務課へ提出してください。

※所有者や納税義務者が変わった場合などもご連絡をお願いします。

■提出書類

未登記家屋の場合
「家屋滅失届」
（税務課窓口に用意）

■問い合わせ・届出先

税務課固定資産税担当
（内線156～158）

11月・12月は滞納整理強化月間です。
納期内納付にご協力ください！

年々増加の傾向にある市税等の滞納額の縮減を目指すとともに、納期内に適正に納付された方との公平性の確保及び市民としての納税負担の義務を果たしていただくため、「滞納整理」を強化します。

再三の催告にも関わらず納付いただけない方には、法律に基づき差押等の「滞納処分」を執行します。

■電話による自主納付の呼びかけをします！

11月、12月の夜間に、市税等の納付が遅れている方へ、電話による自主納付の呼びかけ、職員による訪問徴収を行います。納期内納付にご協力をお願いします。

■納税にお困りの方はお早めに相談を！

納期限までに納付しない場合、「督促手数料」や「延滞金」も併せて納付していただくことになります。

病気や失業、生活困窮など、やむを得ない事情により納期内の納付が困難な方は、早めにご相談ください。

■市税等の納付は口座振替が便利です

市内の取扱金融機関又は市役所収納課の窓口に設置の「韮崎市預金口座振替依頼書」に記入し、通帳及び印鑑を持参のうえ、金融機関窓口でお申し込みください。

※納税義務者ごとのお申し込みとなります。

ペイジー（Pay-easy）を利用すれば口座振替の手続きが簡単！

収納課の窓口では、キャッシュカードだけで簡単に市税や保険料の口座振替の申し込み手続きができます。

※訪問による手続きも行っていますので、ご希望の方はお問い合わせください。

※住宅使用料・保育料・水道料・施設負担金は除く

現在口座振替をご利用の方へ

11月から収納システムの変更に伴い、通帳の引き落とし記録の表記が変更されますのでご注意ください。

■問い合わせ

収納課徴収・管理担当
（内線163～166）